

(陳受23第6号)

市庁舎内の禁煙計画に反対することに関する陳情

受理年月日

平成23年4月22日

陳情者

境南町4-7-15 ハイツ甲陽103号
檜橋 隆

陳情の要旨

市では段階的に庁舎内を禁煙にする計画をもっています。7月からは昼休みを除き職員は禁煙、また来庁者も含め来年7月には市庁舎敷地内を禁煙にする計画です。これはとんでもない暴挙と言わざるを得ません。

その理由は、

1. 国はたばこを吸うことを国民に認めている。
2. 国及び地方自治体の多額な財源である。
3. 江戸時代の一時期、徳川幕府はたばこを禁じ、違反者には100たつき、手鎖等の刑を課したが、違反者が余りに多く、数年後に廃止した歴史がある。もし、日本で禁煙法を施行することが万一あっても同じ事がおこるであろう。
4. たばこは百害あって一利なしと言われているが、そのリラクゼーション効果は愛煙家でなければわからない。その気分転換効果は抜群であると言える。
5. 近年とみに煙害が喧伝され、受動喫煙の害が叫ばれ、それはそのとおりかもしれないが、完全な分煙化をはかれば防げる事である。
6. 肺がん等の要因になると言われているが、ある調査によると、肺がんて亡くなった人でたばこが原因とされているのは5%だそうである。
7. 愛煙家の職員の仕事の効率が落ち、市民に対する行政サービスが低下する。
8. 最近たばこを吸う事が準犯罪のようになっているが、これは差別以外の何物でもない、日本人は建前に流れ最近の震災の後の自粛でも明らかかなようにいい子ぶるのが好きであるが、これは是正すべきである。

ゆえに、市庁舎内の禁煙計画を見直し完全な分煙化をはかり、自己責任において市庁舎内で職員・来庁者ともにたばこが今までと同様吸えるように強く求めるものである。